

—令和 7 年度—

事業計画

社会福祉法人福角会

多機能型事業所くるみ園

（児童発達支援センターくるみ園）

（保育所等訪問支援事業くるみ園）

（放課後等デイサービス事業みらい）

令和 7 年度 事業計画

多機能型事業所くるみ園 (児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業所)

1 発達支援の基本理念

「発達支援」とは、「障害の軽減・改善」という医学モデルにとどまらず、地域・家庭での育ちや暮らしを支援する生活モデルへの支援を重要な視点としてもつ概念である。障害が確定した子どもへの「(運動機能や検査上の知的能力の向上などの) 障害改善への努力」だけでなく、障害が確定しない段階の子どもも対象として、発達の基盤となる家族への支援や保育所等の地域機関への支援も視野に入れる広い概念である。「障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が地域で育つ時に生じる様々な課題を解決していく努力のすべてで、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成(狭義の発達支援)、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援(家族支援)、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革(地域支援)を包含した概念」と定義される。

2 児童発達支援センターくるみ園 基本方針

くるみ園は、地域の中核的な児童発達支援センターとして、個別・集団活動及び個別の相談を通じ、発達支援の連続性、継続性が重要である事を重視し、関係者の理解を得ながら、子どもの生きぬく力を支援する。併せて、地域支援(療育等支援事業や保育所等訪問支援事業)を展開し、個別支援計画を基本としながら、地域の各関係機関を利用している発達に「困り感」を抱える児童への後方的支援を積極的に行いながら、地域の中で子ども達とともに育ちあえるインクルーシブ推進に向けた支援を行い、地域の障害児支援のプラットフォームとしての機能を発揮していく。そして発達に「困り感」を抱える全ての子どもたちが、地域の中で集団活動の中で共に過ごすことの楽しさ、喜び、所属感を育てる。これらの事業を通して地域の子どもの福祉の増進に寄与する。

令和 7 年度 重点支援項目

1 保育を基盤とした発達支援の実践

発達支援は子どもの生活の部分支援することが重要と提起されている。特定の支援プログラムに特化することなく、5領域「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を基盤とした発達支援を実践する為に、子どもを楽しませることのできる保育スキルを身に付ける努力をする。その為に、内部研修の充実を行う。

2 子どもの意思表明を尊重した保育を行う

どんなに重い障害があっても、自分でしたいことを自分で決めたり選んだりすることは可能である。自分の意見を述べることは難しくても、選ぶことは小さい頃からの積み重ねにより身に付けることが出来る。まずはコミュニケーションスキルを身に着け子どもを信じ、子どもの主体性を大切にしたい分かりやすい見通しを持った活動を組んでいくことが、児童発達支援には求められている。

- ① 様々な経験を積むこと(経験しないことは分からないし決められない)。
- ② あらゆる場面で「選ぶ」機会が保障されていること(「選ぶ」経験が「決める」ことにつながる)。
- ③ 意見を自由に言え、間違っても否定されずに聴いてもらえること(「意思表明権」)。

「意思決定」のベースを作るには、幼少期からこれらのことが生活や遊びの中で意図して取り込まれなければならない。大人になって、自分の意思の下生活が送れるようになるためにも、日々の発達支援の現場で行われる保育の視点によるあそびを通し、「自分で決めて、自分で選ぶ力」に結びつく発達支援を実践したい。

3 家族支援について

児童発達支援における家族支援は、保護者の就労保障や家庭養育の補完を目的として行われるものではない。本来の目的は、子どもが最大限に成長・発達できるようその基盤となる家庭生活や親子関係を支援

するものであり、子どもを中心においた家族支援であることを理解しなければならない。保護者が子どものことを心から愛おしいと思え、様々な発達課題をエンパワメントの視点を持って支援することが大切である。くるみ園では子育ての主人公は「保護者である」ということを基盤としながら、「子どもの最善の利益」に繋がるように導く為に、事業所内相談支援に力を注ぎたい。

4 地域の中核的機能の拠点施設として

児童発達支援センターの中核機能

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援の機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の機能
- ④ 地域の発達支援に関する入り口としての相談機能

4つの中核機能すべてを十分に備えるセンターとして、地域から求められる児童発達支援センターを目指す。その為には、療育等支援事業及び保育所等訪問支援事業を介した地域への後方支援の機能をより一層強化する。また、障害の発見段階の子ども及び保護者に対する相談支援機能を強化すべく、障害児相談支援が、発見の段階から丁寧な発達相談が担えるよう、入り口の相談支援の強化を行う。また、松山市に設置されている子ども家庭センターとの連携を図りながら、乳幼児健診後の発見の段階の母子への介入を子ども家庭センターと連動しながら手際よく入り口支援に力を注ぎたい

令和7年度 年間行事計画

多機能型事業所くるみ園

月	園 行 事	園 外 行 事	定 例 行 事
4	入園式 親子通園 クラス懇談会 家庭訪問 健康診断 個別支援計画懇談会 個別支援計画作成会議		◎ 週間行事 衛生検査(月) 水泳(隔週火) 発達相談(随時) 研究日(水・金) 合同保育(火・木) 設定保育(木)
5	親子遠足 合同小運動会 こどもの日 父母の会講座「支援計画」 母の日 発達検査 (津守・稲毛式乳幼児発達検査) 年長児K式検査 試食会 クラス参観日	父母の会学校見学(5月～6月) 介護等体験(5月～随時)	
6	父の日 グループ活動参観日 救命救急講座 歯科検診	瀬戸内を囲む幼児通園施設職員 研修会(瀬戸内セミナー)	
7	プール開き 七夕 ちびっこ夜市 個別支援計画懇談会 夏期日課	福角保育園夕涼み会 堀江保育園夕涼み会 市教育相談(7. 9. 10月)	
8	クラス懇談会 個別支援計画見直し 父親座談会・兄弟参観日	中四国地区幼児通園施設主任 職員研修会	
9	健康診断	発達支援保育セミナー	
10	運動会・福角会祭 交通安全教室		
11	クラス参観日 七五三 交通安全教室 マラソン大会 県福祉協会幼児療育研修会		
12	総合防災訓練 クリスマス・おゆうぎ会 クラス懇談会	幼児療育研修会 中四国地区幼児通園施設職員 研修会	
1	健康診断 グループ活動参観日		
2	節分 まめまき もちつき 個別支援計画懇談会 年長児 新版K式検査	特別支援学級連合発表会 入学説明会 体験入学	◎ その他 地域自立支援協議会 子ども支援部会 子ども支援小部会 発達検査の実施 津守検査 新版 K 式検査 2020
3	ひなまつり 個別支援計画作成会議 クラス懇談会 卒園式	幼保小連絡協議会	

—令和7年度—
放課後等デイサービス事業所みらい 事業計画

1. 基本方針

児童福祉法及び、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき、利用者とその家族のニーズに応じた個別支援計画の作成と5領域に対応した活動の設定、また、利用者が住み慣れた地域で生活が送れるように、卒業後の生活を見据えた生活スキルやソーシャルスキルの向上等を目的とした支援を行う。

年齢や特性に応じた総合的なニーズの確認を実施し、計画的なサービスを提供すると共に、それぞれの利用者に合ったサービス利用の目的の設定や保護者との相談対応の実施を行っていく。さらに、利用者や家庭に関わる関係機関と連携を図りながら利用者とその家族を包括的に支援していく。そして、利用者のライフステージや成長に合わせ、地域社会への参加、地域移行（インクルージョン）を進めていく。

2. 事業所の重点目標

【本人支援と地域との連携】

5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の考え方にに基づき、多様な遊びや体験活動を計画することで、利用者が主体的に参画できる活動や機会の確保を行い、日常生活の充実、生活面の自立に繋げていく。

個別支援計画作成の段階から、可能な限り利用者の意思を確認し、自己選択・自己決定を行っていく。そして、利用者の望む自己実現へ向けて支援を行っていく。また、学校や家庭と違う居場所を整えることで、利用者の心身の健康や情緒の安定に繋げていく。

放課後児童クラブや他の放課後等デイサービスと連携を図り、地域の子どもたちとの交流の機会を確保できるように努めていく。また、みらいが地域や家族に開かれた行事を企画し、家族参加や兄弟参加のできる機会を提案することで、利用者の共通理解を深めたり家族の絆を深められたりするきっかけ作りを行っていく。そして、企画だけではなく地域行事へ利用者と積極的に参加することで、地域理解へ繋げていく。

【職員の支援スキルの向上】

適切な支援を安定的に提供するため、支援スキルの向上を目指し、必要な職員配置や研修を実施していく。そして、利用者の権利擁護の側面から、利用者の特性を理解するためのケース会等を必要に応じて企画し、職員間で支援力の向上や理解を深められるようにしていく。また、危機管理・感染症対策・虐待防止・身体拘束廃止等の研修を計画的に実施し、職員が事業所における課題について考え、共通理解を深め互いに協力して解決ができる環境を整えていく。

児童発達支援センターによるスーパーバイズやコンサルテーションを活用し、第三者からの助言を参考に活動内容や職員の専門性の向上に努めていく。

3. 放課後等デイサービスみらい（利用者）の一日の流れ

① 平日（放課後）			
時間帯	内 容	時間帯	内 容
13:00	事業所出発 しげのぶ特別支援学校 みなら特別支援学校	13:30	事業所出発 (堀江小学校・栗井小学校 等)
14:25	しげのぶ小学部終業	14:30	
14:35	みなら小学部終業（学内待機）		事業所到着
15:15	しげのぶ中・高等部終業		
15:25	みなら中・高等部終業 (送迎車で下校)		おやつ 各種活動
16:15	事業所到着 おやつ・各種活動 帰りの集まり	17:30	事業所出発（堀江小学校地区）
18:00	事業所出発	18:00	事業所出発（上記以外）

② 土日・祝日・長期休日日課	
時間帯	内 容
8:00	事業所出発
10:00	事業所到着 各種活動
12:00	昼食・休憩 各種活動
15:00	おやつ 帰りの集まり
16:00	事業所出発

4. 送迎サービスの実施

【平日日課】 終業時刻に合わせて学校へ迎えに行き、事業所から各家庭へ送り出す。

対象学校:みなら特別支援学校、しげのぶ特別支援学校、愛媛大学附属特別支援学校
堀江小学校、栗井小学校、和気小学校、北条小学校 等

【休日日課】 予定表に合わせ、各家庭まで迎えに行き、事業所から各家庭へ送り出す。

5. 支援の具体的内容

(1) 児童発達支援の5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」

「人間関係・社会性」に基づいて、活動に狙いを設けつつ具体的な活動内容を検討していく。そして、5領域で相互に関連性を持たせていく。また、利用者のコミュニケーション意欲や参画意欲を引き出し、人と関わることを楽しむ気持ちを育てていく。

健康・生活	・散歩や季節感のある遊びの実践 ・交通ルールや公共の場でのマナーの理解 ・日常生活動作の定着と自立
運動・感覚	・ミュージックケア、リトミック活動 ・サーキット、ボール遊び、粗大運動遊び
認知・行動	・季節の制作活動等の創造性のある活動 ・個別課題に取り組み概念の理解や行動面の切り替え、情緒面の安定に働きかける
言語・コミュニケーション	・ソーシャルスキルトレーニング、集団活動での簡単なやりとり、 ・様々な制作活動や体験等を通してノンバーバルな気持ちの表出を促す
人間関係・社会性	・おやつ作り、買い物体験、釣り堀、ピザ作り体験、昼食作り体験、作業体験等

(2) その他

機能訓練の実施

- ・専門職(作業療法士)による機能訓練(毎週木曜日/月4回程度)を実施する。
- ・作業療法士と連携し、活動内容や支援の見直しを行う。

情報公開について

- ・ホームページやみらいだより等を通じ、活動内容や予約状況等についての発信を行う。

保護者や関係機関との連携について

- ・事業の実施にあたっては、各種関係機関と必要に応じて連携を図っていく。
- ・地域貢献の機会を設け、家族と協働した活動の提案や福祉施設の持つ資源を地域に還元していく
- ・法人内のサービス事業所や地域のサービス事業所の見学や体験を計画的に実施していく。
- ・家族参加型の行事を企画し、利用者やその家族のニーズの掘り起こしや疑問等の解消に努めていく。また、保護者同士が交流を持てる機会を定期的に企画していく。

6. 緊急時の対応および安全管理

サービス提供時の利用者の安全・病状の変化・事故等については下記のとおり、適切な対応に努める。

- (1) 災害発生時を含む緊急的な連絡が必要な場合には、マックメールシステムを活用し、迅速に家族への情報伝達を行う。
- (2) サービス利用中に体調の変化や怪我が場合には、保護者に連絡を取り相談を行う。また、必要に応じて主治医やかかりつけ医療機関への連絡や診察の同行を行う。
- (3) 緊急性が高い状態の場合には、救急医療機関への連絡・搬送等の対応を行う。